

岩手県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年6月17日

岩手県公安委員会

委員長 佐藤 ソノ子

岩手県公安委員会規則第8号

岩手県警察組織規則の一部を改正する規則

岩手県警察組織規則（昭和49年岩手県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																
<p>(県民課)</p> <p>第5条 県民課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9) 警察行政に係る<u>犯罪被害者対策</u>（犯罪の被害者の被害の回復、安全の確保又は精神的打撃の軽減に資するための警察の施策をいう。）に関する企画、調査及び総合調整に関すること。</p> <p>(10) [略]</p> <p>(課の内部組織)</p> <p>第31条 警察本部（以下「本部」という。）の課の内部組織として、次の表に掲げる組織を置く。</p> <table border="1"><thead><tr><th>課</th><th>内部組織</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>県民課</td><td>音楽隊 <u>被害者対策室</u></td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr></tbody></table> <p>2 [略]</p>	課	内部組織	[略]		県民課	音楽隊 <u>被害者対策室</u>	[略]		<p>(県民課)</p> <p>第5条 県民課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9) 警察行政に係る<u>犯罪被害者支援</u>（犯罪の被害者又はその遺族の被害の回復又は軽減を図るとともに、これらの者が再び平穏な生活を営むことができるよう支援することをいう。）に関する企画、調査及び総合調整に関すること。</p> <p>(10) [略]</p> <p>(課の内部組織)</p> <p>第31条 警察本部（以下「本部」という。）の課の内部組織として、次の表に掲げる組織を置く。</p> <table border="1"><thead><tr><th>課</th><th>内部組織</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>県民課</td><td>音楽隊 <u>被害者支援室</u></td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr></tbody></table> <p>2 [略]</p>	課	内部組織	[略]		県民課	音楽隊 <u>被害者支援室</u>	[略]	
課	内部組織																
[略]																	
県民課	音楽隊 <u>被害者対策室</u>																
[略]																	
課	内部組織																
[略]																	
県民課	音楽隊 <u>被害者支援室</u>																
[略]																	
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>																	

附 則

この規則は、平成20年7月1日から施行する。